平成２３年（家）第１１６３号
高知県南国市大埔甲2301番地４
申立人　山本　昌男
本籍高知県香美郡前濱村336番地、最後の住所不明、死亡の場所大連市伏見臺、死亡年月日大正10年10月20日、出生の場所不明、出生年月日明治４年９月28日、職業不明
被相続人　亡　弘光菊太郎
催告期間満了日　平成24年３月16日
高知家庭裁判所

平成２３年（家）第６２０号
熊本県玉名市大倉706番地
申立人　奥村　　靖
本籍熊本県宇土市本町６丁目１番地、最後の住所熊本市近見１丁目３番36号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成22年７月31日、出生の場所熊本県宇土市、出生年月日昭和21年10月３日、職業無職
被相続人　亡　中里　正光
催告期間満了日　平成24年４月13日
熊本家庭裁判所

平成２３年（家）第１５０号
鹿児島県肝属郡肝付町南方1282番地２、事務所鹿児島県肝属郡肝付町南方274番地６
申立人　司法書士　中西　　隆
本籍鹿児島県肝属郡肝付町南方989番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島県肝属郡肝付町、死亡年月日平成22年12月30日、出生の場所鹿児島県肝属郡内之浦町、出生年月日昭和12年４月28日、職業無職
被相続人　亡　肥田　岩夫
催告期間満了日　平成24年３月９日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２３年（家）第４０５２号
栃木県下野市駅東３－３－７
申立人　飯田　文吉
本籍東京都目黒区碑文谷１丁目18番地、最後の住所東京都文京区本郷６丁目16番14号　園田方
不在者　飯田　茲代
昭和３年７月18日生
公示催告期間満了日　平成24年３月25日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第１４９５号
横浜市戸塚区平戸２丁目８番12号
申立人　浦野眞紀子
本籍富山県富山市一番町29番地、最後の住所東京都以下不詳
不在者　市川　哲郎
昭和18年７月20日生
公示催告期間満了日　平成24年３月12日
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第９０２号
兵庫県宝塚市桜ガ丘26番６号
申立人　白根　靖裕
本籍東京都新宿区天神町65番地、最後の住所神戸市須磨区下手崎町４丁目６番地
不在者　白根　凱裕
昭和６年１月７日生
公示催告期間満了日　平成24年３月16日
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第３４８号
兵庫県南あわじ市市善光寺193番地
申立人　野口　孝子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　野口　忠成
昭和10年１月２日生
公示催告期間満了日　平成24年３月９日
神戸家庭裁判所洲本支部

平成２３年（家）第４９８号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目10番４号
申立人　門間　秀夫
本籍山口県宇部市大字沖宇部4385番地１、最後の住所北九州市門司区葛葉２丁目５番５号
不在者　倉増　　稔
昭和30年12月30日生
公示催告期間満了日　平成24年３月９日
福岡家庭裁判所小倉支部

失 踪 宣 告

平成２２年（家）第１１４２号
本籍宮崎県延岡市行縢町651番地、最後の住所三重県津市大里睦合町970番地４
不在者　稲井　忠重
昭和10年４月11日生
平成23年８月９日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第９０２号
本籍大阪府堺市堺区綾之町東２丁１番、最後の住所堺市堺区綾之町東２丁１番５号
不在者　橘　　一郎
大正13年11月22日生
平成23年８月６日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１２３２号
本籍奈良県奈良市油留木町31番地、最後の住所奈良市北川端町１番地
不在者　角一信太郎
明治35年９月26日生
平成23年８月６日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１３０９号
本籍大阪府堺市西区津久野町３丁2073番地、最後の住所奈良県生駒郡生駒町西松ヶ丘２―14
不在者　藤井　房夫
昭和12年11月15日生
平成23年８月６日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第６０１号
本籍和歌山県岩出市清水404番地１、最後の住所和歌山県那賀郡岩出町大字水栖59番地の21
不在者　大江　和子
昭和14年11月22日生
平成23年８月６日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第６１８号
本籍愛媛県新居浜市宮原町2009番地、最後の住所愛媛県新居浜市松原町13番47号
不在者　薦田　節子
昭和７年１月16日生
平成23年８月６日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所西条支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４７９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目19番12号
債務者　ジャパン・ファーストプライズ株式会社
代表者代表取締役　伊藤美智子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　段　　貞行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０７号
埼玉県川越市砂新田２丁目19番地８
債務者　有限会社Ｆ・カンパニー
代表者取締役　木谷　哲哉
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉村　　茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１４０号
大阪府守口市南寺方東通６丁目３番20号
債務者　ナカテック株式会社
代表者代表取締役　中岡　秀子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０号
埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目５番７号
債務者　株式会社ユー・コーヒー埼玉
代表者代表取締役　芦田　一保
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　真由美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部